

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和元年 11月 20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

國民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900069 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1900010 号

第1 結論

昭和 56 年 8 月から昭和 60 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 56 年 8 月から昭和 60 年 6 月まで

私が 20 歳になった時、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれており、その後、私が昭和 56 年 8 月に会社を退職した後、はっきりした時期や場所は覚えていないが、すぐに自身で国民年金への切替手続を行い、請求期間当時の国民年金保険料を、毎月、A 市役所の 2 階にあった出納課で納付書に現金を添えて納付していた。

国民年金保険料の領収書は年金手帳と共に盗難に遭い、請求期間の保険料を納付していたことを明らかにできるものは何もなくなってしまったが、当該期間に係る保険料が未納となっているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20 歳になった時、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれており、その後、昭和 56 年 8 月に会社を退職した後、すぐに自身で国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、加入手続を行ったとする母親は既に亡くなっていることから、請求者も国民年金への切替手続に係る具体的な時期、場所及び方法について覚えていないことから、請求者の国民年金の加入手続及び切替手続の状況が不明である。

また、請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、A 市において、昭和 62 年 7 月頃に行われたと推認され、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、毎月、A 市役所の出納課で納付していたと主張しているが、前述の推認される加入手続時期からすると、請求者は、請求期間当時は国民年金に未加入であり、制度上、保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる

氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900063 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900037 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 4 月 21 日から昭和 63 年 2 月 1 日まで

私は、請求期間において、A社に所属し、B市C町にあったD事業所で正社員として勤務していましたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る雇用保険の加入記録、同社の元代表取締役の陳述及び複数の元従業員の回答から、請求者が、請求期間において、同社に所属し、同社の代表取締役が経営するD事業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本においても、同社は既に解散していることが確認できる上、元代表取締役は、同社はかなり前に閉鎖しており、当時の資料はもう何も残っておらず、請求者の厚生年金保険料の控除について詳しいことは分からぬ旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社において請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したものの、請求者の同社における厚生年金保険料の控除についての具体的な回答を得ることができない。

さらに、請求者及び請求期間当時A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき勤務地はD事業所だったとする複数の元従業員は、それぞれ、請求期間当時、同事業所で正社員として勤務していたと記憶している複数の元従業員の氏名又は姓を挙げているところ、これらの元従業員については、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が散見されることから、同社においては、必ずしも正

社員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録の同社に係る被保険者縦覧照会回答票において、請求者の氏名は確認できない上、同社の厚生年金保険の被保険者整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。